

9 酒 税

9-5 免許場数

(2) みなし製造場数

区 分	びん詰のためのもの		販売便宜 のための もの	輸 出 の た め の も の	そ の 他 の も の		計	左 の う ち 実 蔵 置 場 数
	自己の製造 した酒類の びん 詰	共 同 の びん 詰			設 置 許 可 を 受 け た も の	設 置 許 可 を 受 け な い も の		
清 酒	—	13	—	25	17	—	55	42
合 成 清 酒	—	—	—	16	—	—	16	—
しょうちゅう	甲 類	—	1	17	—	—	18	—
	乙 類	—	1	14	3	—	24	—
み り ん	—	—	—	13	—	—	13	—
ビ ー ル	—	—	1	22	—	—	23	13
果 実 酒 類	—	—	2	32	8	—	42	5
ウ イ ス キ ー 類	—	—	2	37	4	—	43	2
ス ピ リ ッ ツ 類	—	—	2	29	3	—	34	3
リ キ ュ ー ル 類	—	—	1	17	2	—	20	—
雑 酒	—	—	2	30	1	—	33	1
合 計	—	19	12	252	38	—	321	66
う ち 実 蔵 置 場 数	—	13	2	26	25	—	66	—

調 査 対 象：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた場所（みなし製造場）である。

調 査 時 点：平成15年3月31日